

令和5年12月12日
事務局

定款認証の見直し（案）

- 「モデル定款」を法務省の適切な関与の下作成、令和5年中に公表
- 起業家が当該モデル定款を用いて定款認証を受けようとする場合は、商号又は事業範囲に法令違反がない限り、定款案の提出（メール送信を含む。）から2営業日以内に認証を完了。
- 公証人による面前確認について、原則として、公証役場に起業家又はその代理人を出頭させず、ウェブ会議システムにより実施。
- デジタル技術を用いることにより、面前確認を要しないこととする手続の新設について検討し、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の改正を早急に検討。

（参考）令和5年 秋の行政事業レビュー 取りまとめ

- ①株式会社等について、設立時にのみ公証人が定款認証しても、会社設立後の定款変更については認証が不要であること、②実態として最終的に認証に至らなかったのは0.5%にすぎないこと、③名義貸し等の不正防止や責任追及は商業登記等の記録整備、事後的な民事、刑事面の制裁の手段で対応することが可能であること、④発起人が司法書士等に定款作成を委任する場合は面前確認が不要となっており、発起人自身が定款作成する場合にのみ、公証人による面前確認が必要となっており合理性が十分ではないこと、などを踏まえると、定款認証制度が有効に機能しているとは言い難い。
- 当面、まずは、起業家の負担軽減のため、モデル定款を用いる場合であって、第三者（弁護士等）が確認した発起人の場合やデジタル技術を用いて発起人の実在・設立意思が確認されている場合については面前確認を不要とする。その上で、手続効率化にあわせて手数料を無料に近い金額とすることを年内に決定するべきである。さらに、将来的な定款認証制度の廃止を含め、制度の在り方を年度内に早期に検討すべきである。